

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和6年 6月13日 川口市長 殿 提出者 住 所 東京都中央区佃二丁目1番6号 三井住友建設株式会社 東京建築支店 氏 名 専務執行役員支店長 加茂 裕之 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-4582-3147 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三井住友建設株式会社 東京建築支店
事業場の所在地	東京都中央区佃二丁目1番6号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 713億4,510万円（令和5年度）
③従業員数	526人（令和6年4月1日）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（1）特別管理産業廃棄物の処理工程による

（日本産業規格 A列4番）



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙(2) 特別管理産業廃棄物に関する管理体制図による

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃石綿等
	排 出 量	0.25 t	16.50 t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃石綿に関しては既存建物の解体・改修工事に伴う除去が主で、排出抑制は特に行わなかった		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃石綿等
	排 出 量	- t	10.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引き続き既存建物の解体・改修工事に伴う除去が主になると思われるが、工程その他の理由により除去が困難な場合は、封じ込めをすることで廃石綿等の排出抑制をはかる		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃石綿等 ・ 除去した廃石綿等及び、除去に使用した防護服、養生シート等は他のものと分けて保管
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃石綿等 ・ 従来と同じく、廃石綿等は他のものと分けて保管

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	特ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）		
排 出 量	22.40 t	35.96 t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	特ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）		
排 出 量	10.00 t	- t	- t	- t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃石綿等
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃石綿等
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・特に実施予定はない		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃石綿等
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃石綿等
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・特に実施予定はない		

(第3面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	特ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）		
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	特ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）		
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	特ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）		
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	特ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）		
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃石綿等
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃石綿等
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・特に実施予定はない		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃石綿等
	全処理委託量	0.25 t	16.50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.25 t	16.50 t
	再生利用業者への処理委託量	0.25 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 別紙（3）特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 （令和5年度）		

(第4面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	特ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）		
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	特ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	特ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）		
全処理委託量	22.40 t	35.96 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	22.40 t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	22.40 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

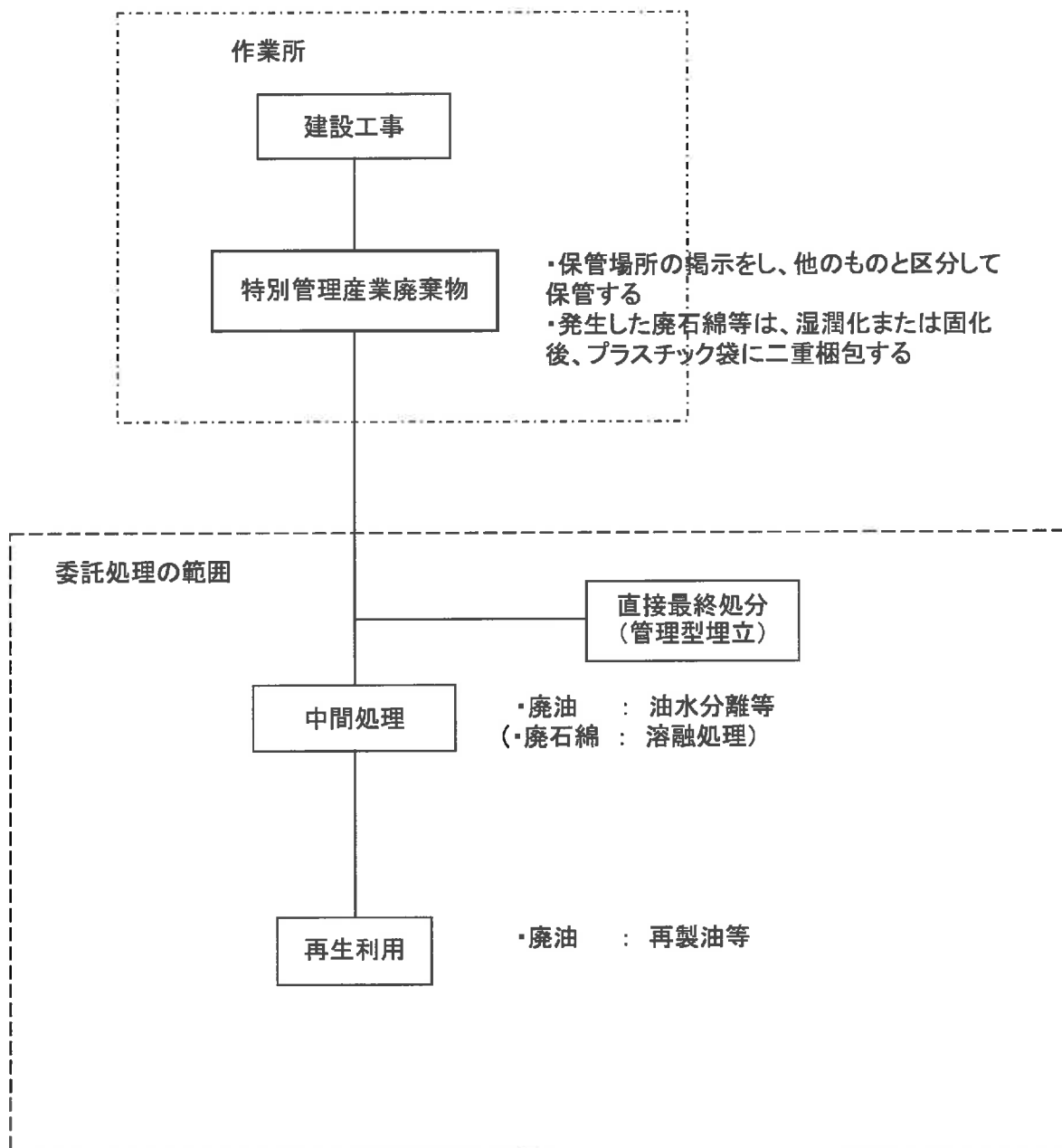
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃石綿等
	全 処 理 委 託 量	- t	10.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	10.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙（４）特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 （令和６年度）			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	75.11 t	
	(今後実施する予定の取組)		
従来から産業廃棄物の委託処理は、電子マニフェストの使用を 基本としてきたが、特別管理産業廃棄物の委託処理についても、 基本を守る。			
※事務処理欄			

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	特ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）		
全 処 理 委 託 量	10.00 t	- t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	10.00 t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	10.00 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

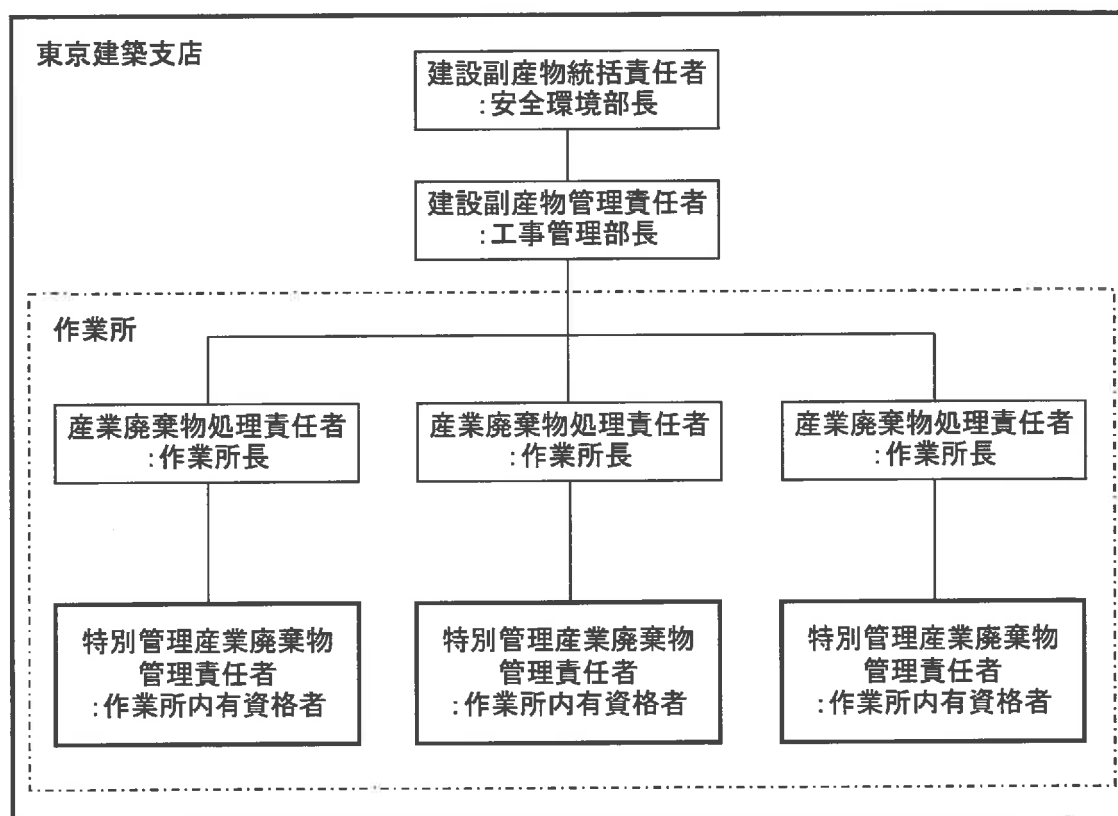
特別管理産業廃棄物の処理工程



東京建築支店の特別管理産業廃棄物に関する管理体制

名 称	役 割 と 責 任	職 制 等
建設副産物統括責任者	・施工に関わる建設副産物を総括的に管理する ・支店外への対応を行う	支店長が指名 原則、安全環境部長
建設副産物管理責任者	・施工部門の建設副産物を総合的に管理する	支店長が指名 原則、工事管理部長
産業廃棄物処理責任者	・作業所の産業廃棄物の適正処理を管理する	原則として 作業所長
特別管理産業廃棄物 管理責任者	・特別管理産業廃棄物処理計画の立案 ・特別管理産業廃棄物の排出状況の把握 ・特別管理産業廃棄物の適正処理の確保	原則、作業所員の内 「特別管理産業廃棄物 管理責任者に関する講習会」の講習修了者

特別管理産業廃棄物に関する管理体制図



特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項(令和5年度)

・契約に当たっては、許可証の内容、現地確認等により以下の内容を確認した

収集運搬会社	・発生場所と処分場所(中間処理施設、最終処分場)の両方の都道府県の許可を取得していること ・許可の有効期限(委託期間中に切れる場合は、更新を確認すること) ・委託する廃棄物の種類の許可を取得していること ・積み替え・保管施設経由の有・無 ・許可車両の一覧表を作成していること ・基本的に電子マニフェストに対応できること
中間処理、 最終処分会社	・許可の有効期限(委託期間中に切れる場合は、更新を確認すること) ・処分の許可の区分(中間処理、最終処分) ・委託する廃棄物の種類の許可を取得していること ・中間処理の場合は、委託量に対して処理施設の能力があるかどうか ・最終処分の場合は、委託量に対して埋立地の容量があるかどうか ・県外廃棄物の規制があるかどうか(調査して、規制があれば従う) ・基本的に電子マニフェストに対応できること

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項(令和6年度)

- ・契約に当たっては、許可証の内容、現地確認等により以下の内容を確認する

収集運搬会社	・発生場所と処分場所(中間処理施設、最終処分場)の両方の都道府県の許可を取得していること ・許可の有効期限(委託期間中に切れる場合は、更新を確認すること) ・委託する廃棄物の種類の許可を取得していること ・積み替え・保管施設経由の有・無 ・許可車両の一覧表を作成していること ・基本的に電子マニフェストに対応できること
中間処理、 最終処分会社	・許可の有効期限(委託期間中に切れる場合は、更新を確認すること) ・処分の許可の区分(中間処理、最終処分) ・委託する廃棄物の種類の許可を取得していること ・中間処理の場合は、委託量に対して処理施設の能力があるかどうか ・最終処分の場合は、委託量に対して埋立地の容量があるかどうか ・県外廃棄物の規制があるかどうか(調査して、規制があれば従う) ・基本的に電子マニフェストに対応できること

- ・可能であれば優良認定処理業者に処理を委託する
- ・電子マニフェストの利用を原則とする